

郷土室だより

第 53 号

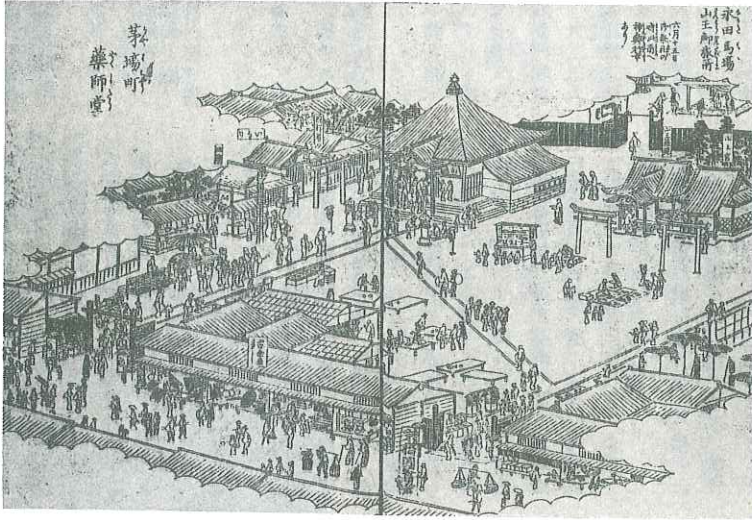
昭和61年 9月30日

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地 1-1-1

電話 543-9025



山王御旅所・薬師堂（『江戸名所図会』）

八町堀襟記 一三

安藤 菊 二

八丁堀の御用達町人拝領屋敷

○坂本町

坂本町の地は元禄一〇年ころまで幕府船手頭向井将監の屋敷地であった。元禄一一年にその地の内一八六坪を呉服所八人衆の屋敷に分割支給して坂本町一丁目とし、小道を隔てた南続きを、品川町代地、南小田原町代地に給して坂本町二丁目とし、本材木町の名

主新助の支配地に加えた。

町名も初めは新呉服町・綿町・綾町などの案があったが、日枝御旅所の参詣路次にあるので、近江の坂本村になぞらえて坂本町と命名したのである。

ここに屋敷地を支給された呉服所八人というのは

- 本町二丁目 菱屋 庄左衛門
 - 馬喰町二丁目 三輪 彦助
 - 白銀町三丁目 山田屋 清七
 - 南鍋町 伊勢屋理右衛門
 - 石町二丁目 横田 平左衛門
 - 本町四丁目 三井三郎右衛門
 - 紺屋町式丁目 川 北 休 雅
 - 白銀町三丁目 越後屋八郎兵衛
- であった。御用商人が屋敷を拝領する時の順序手続きは、『坂本町旧記』によって詳しく知ることができるので記してみよう。

元禄十一年十一月十八日、御拝領屋敷被_レ為二仰付、同十九日御礼参上仕候御衆中

御老中様御用番殿第一人計勤 御御御用

土屋相模守様 柳沢出羽守様

若年寄 秋元但馬守様 加藤越中守様

同断 米倉丹後守様 本多伯耆守様

同断 松平右京大夫様 元方大頭

元方大頭 河野太郎右衛門様

近藤源左衛門様 元

秋田三郎左衛門殿

御手洗五郎兵衛様

星合甚四郎様

武島七九郎殿

同 渥美太郎八殿

同 福井惣左衛門殿

同 鈴木清右衛門殿

同 本多嘉平次殿

同 大平角太夫殿

同 三田藤兵衛殿

同 田中八兵衛殿

同 山田庄右衛門殿

同 近藤喜太郎殿

同 木村伊右衛門殿

右之内御老中若年寄衆中様七人え参上仕候

節は、皆々同道仕、一紙之附ヶ差上、御礼勤

申候。残りは翌日廿日二勤申候。

○元禄十二年正月十一日、お城において、拜

領屋敷の場所を仰せつけさせられ、元方と扨

方の大頭四人、組頭残らず一列座で、右の呉

服師八人を召寄せられ、(もつとも在京の者は名

代が呼ばれた) 次のような御口達があった。

御口上

茅場町三町、向井将監殿上り屋敷二町、百五

拾坪宛、両角之者は百四拾三坪余、御拝領

被_レ為二仰付候。皆々之者、御用相勤申候二

付、如斯結構成場所、偏難有存候様、弥御用之義、随分入念候様被_二仰渡_一候。

お城を下つてから、即日

土屋相横守様 秋元但馬守様
柳沢出羽守様 松平右京大夫様
米倉丹後守様

河野太郎右衛門様
近藤源左衛門様
御手洗五郎兵衛様
星合甚四郎様

右の通御方衆中江御礼廻りを勤めた。

○正月十五日、御納戸から御内証で絵図面が届けられる。

○正月十六日朝五ツ半頃(午前九時)

出合よう御差図があり、いづれも麻上下で、在京の衆中は名代^{尤麻}が出頭、地割御奉行奥田八郎右衛門様御内中野又六殿と申す仁が、大工二人を連れてお出なさる。将監様御立遁後当分牧野讃岐守様が御預りになっている、御家中衆兩人が御立合なされた。

○惣間御打成さつた所、御納戸から出た絵図より西東の間が少し狭いので両裏の方で打のばし、絵図面の通坪数に無_二相違_一御渡しなされ、四角の榜示杭計を打渡された。

○地割奉行の方え絵図を遣はされ、其奥に右之通御拝領屋敷無_二相違_一、今日礎に受取申候由の証文を認め、只服町八人が連判をした。

○地割衆え馳走として、辯当茶辯当幕

などを用意したけれども、曾てもつて御請成されなかつた。榜示の杭はこちらで用意し、御差図次第に手前で書付け、八ツ半頃(午後三時)仕廻つて御帰りなされた。

○十六日、今日拝領屋敷を請取申した由、御城え御礼に上り申した処に、御手洗五郎兵衛様が御留番で御逢いになり、御差図に任せ、米倉丹後守様、秋元但馬守様、松平右京様、柳沢出羽守様、右の四人え計参り申候

ように、御頭衆えは必無用の由仰られたので、この方々えの御礼廻りは取止めにした。それから御町奉行松前伊豆守様、保田越前守様、地割奉行奥田八郎右衛門様、同甲斐庄喜右衛門様、右御連衆え御礼廻りを勤め申したことであった。

○十九日に惣竹垣を施した。「渡しにいたし、沓間二付竹数十五本、横竹二通宛、竹之大サ目どおり三寸、杉丸太一間二一本宛、外三〇入入テ、丸太大サ目通り六寸、惣竹垣の入口二ヶ所付テ渡し、お談沓間二付七丸宛」(随分ぜいたくな竹垣を作つたものだと思う。)

○右の拝領屋敷を町奉行様御支配に願つた所、二月十三日に樽屋藤左衛門殿え召寄せられ、証文を差上げた。



(東京市史稿市街篇14)

指上申手形之事

一、今度私共地主拝領屋敷、町奉行様御支配に被_二仰付_一、難_レ有_レ奉_レ存候。自今已後御法度諸事御触等之義、拙者共は不_レ及_レ申、借屋店借召仕之者迄、急度相守可_レ申候。尤人足役付行事諸役之義は、町並次第相勤可_レ申候。為_二後日_一証文仍如_レ件

仰候。尤三帳とも二絵図仕、三年寄江納申候。絵図如_レ左

一、右同時二名主之願書寄通持参仕甲候案紙如_レ左。後出頃日被_二仰付_一候名主之儀、本材木町名主新助二附申度奉_レ願候。以上。

町年衆中
(以下原本のままに記す。)

一、樽屋藤左衛門殿被_レ申候は、屋代極り候ハ、家代判形未究り不_レ申候ハ、自身判形可_レ然候。名主之事は何方え成共、望之次第第二御附可_レ然候。皆々思ひ寄り、重而書付持参可_レ在候。町々名之事も、相談之上、存寄の名、御書付を可_レ有_レ之由、被_二申渡_一候。

町年寄衆中
一、右同時二町々名三色願書上ケ申候。新呉服町 綿町 綾町

一、十八日二樽屋より口上書持参申候。案紙如_レ左。

一、十五日二右之証文三冊相認_レ但厚紙三枚屋守共不_レ殘同道仕、致_二持参_一候処二、右之帳之表紙え拝領屋敷之絵図仕参申候様二被_レ

一、十三日則両御奉行様江御礼相勤申候事。
一、十五日二右之証文三冊相認_レ但厚紙三枚屋守共不_レ殘同道仕、致_二持参_一候処二、右之帳之表紙え拝領屋敷之絵図仕参申候様二被_レ

就レ夫名主付之証文三冊入申候由。
案紙如レ左。

指上申手形之事

今度私共地主拜領屋敷、町御奉行

様御支配被レ仰付、難レ有奉レ存候。

就レ夫名主無レ御座ニ候故、本材木

町名主新助支配ニ附申度旨申上候

処、願之通新助支配請可レ申旨被レ

仰付、奉レ畏候。然ル上は、御触

等諸事出入之義、新助差函請可レ申

候。為レ後日ニ証文差上申候。仍如

レ件。

二月十九日 屋守八人銘々名印

町年寄衆中

右御呉服師八人拜領屋鋪、私支配

可レ仕旨被レ仰付、難レ有奉レ存候。

然上は諸事之義、随分念之入可レ申

渡候。以上。

年月日

町年寄衆中

右之通名主殿并家守共判形仕、新助

殿同道ニ而樽屋江持参仕申候処ニ、依

ニ御差函ニ奈良屋北村、えも一帳宛持参

申候。

一、廿二日ニ進物遣し申候覚

白縮綿 志巻 町年寄 樽屋藤左衛門殿え

紅縮綿 志巻 包のし 右之通木具台江居、目録相添、但し

呉服師八軒と計書レ之。

金子五百疋 同御手代中江

右之通木具台目録添。

右之通ならや北村えも同前ニ遣し申
候。

白銀五枚 鷹羽

金三百疋

右之通目録仕、木具台居遣レ之。

一、名主新助殿よりも絵図御望ミ、

依て町年寄衆え遣し申候通ニ認、遣

し申候事。

一、卯月朔日ニ名主新助殿え御呼、被

ニ仰聞ニ候。内々皆々御願之町之名之

義、坂本町と被レ仰付ニ候。弥其旨地

主達えも申様ニ被レ仰候事。

このような七めんどくさい手続き

を済ませ、町年寄三人への御礼詣りを

すませてから、廿二日には上水井戸布

敷の御願いに出かけている。その手続

きがまた一通りでないが、それは市史

稿を見て頂くと、坂本町の大戸樋

上水の絵図面だけを、ここに掲げてお

く。(東京市史

稿市街篇一四一―二

九四頁参照)

分水樋が布設

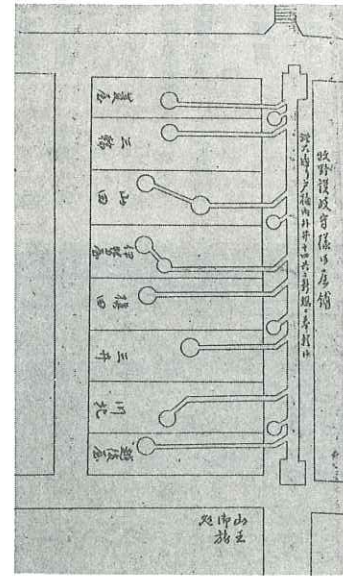
され、それぞ

れ家屋の建築

に取りかかり

立派な拝領屋

敷がでぎ上っ



(東京市史稿市街篇14)

その後、宝暦七年九月に、御用達町

人で、当時御用もなく、拝領屋敷のみ

そのま所持せる者あらば書出すべし

という調査命令が出て九月二日に坂

本町の名主から該当者の書上を提出し

た。

該当者は、元方御納戸、元御呉服師

越後屋八郎兵衛、同断菱屋庄右衛門、

同断三井三郎右衛門、同断伊勢屋理右衛

門の四人で、

右之四人元禄十二年卯正月拜領仕、

享保七寅年裏行拾間宛御用地ニ被レ

召上、同町裏にて代地被レ下候。

御呉服師御用之儀は、享保三戌年四

人共ニ御差免被レ遊候得共、拝領屋敷

は其儘被レ下レ之候段、其節之元方御

納戸頭方より被レ仰渡ニ候由、四人共

申レ之候。右之通ニ御座候。以上。

丑九月 坂本町名主 新助

(市史稿産業篇一九一―四二頁)

○坂本町式丁目

坂本町一丁目は、元禄二二年正月、御

用達町人御呉服師八人衆の拝領屋敷と

なったことは前記のごとくである。

二丁目には尼ヶ崎道斎の拝領屋敷が

あった。尼ヶ崎氏は、人も知ることく

開府当時、品川町裏河岸に屋敷を拝領

していた。それは間口式拾間、裏行町

並の屋敷であったが、元禄一二年二月

その屋敷の内一間が御用地として召

上られ、代地として、坂本町において

間口拾式間巷尺、裏行田舎間十三間巷

尺三寸四分の屋敷が与えられた。その

後享保七年に裏行拾間はそのまま置い

て、残十間が御用地として召上られ、

同所柳生備前守上げ屋敷跡で代地が与

えられた。

『坂本町旧記』に、宝暦四年書上の次

のような記録が載せてある。

坂本町式丁目

一、拝領屋敷元地 京都東洞院四条上ル町

尼ヶ崎次郎左衛門事 地主 尼ヶ崎通齊

間口田舎間拾九間一尺四分

裏幅同断

裏行同拾間

此坪数百九拾壹坪七合四夕三才

沽券金千六百式十九兩式分

小間巷間二付、八拾四兩三分拾四

六厘八毛 六厘八毛

右代地

間口田舎間七間四尺六寸八分

地主 右 同人

裏幅同断

裏行同拾間

此坪七拾坪八合九夕

沽券金四百六十六兩三分余

小間壹間二付六拾兩

右は天正年中從三権現様ニケ崎又次郎拝領仕候。品川町裏河岸にて間口貳十間裏行町並之屋敷弟次郎左衛門之相讓、所持仕罷在候処、元禄十二卯二月右拝領屋敷之内拾壹間御用地ニ被三上、坂本町にて間口田舎間拾貳間壹尺、裏行田舎間貳十三間壹尺三寸四分之屋敷代地ニ被下置候。又候享保七寅年正月大岡越前守様御内寄合え被三召出、裏行拾間差置、残拾間余御用地ニ被三上、同所柳生備前守様御上ヶ屋敷にて代地被下候て、今以所持仕罷在候。

(市史稿産業篇一八一五四九頁)

○御連歌師坂昌周の拝領屋敷

坂本町壹丁目東角から二軒目というから、そこは元御輿服師川北休雅拝領屋敷の跡と思われる。この地は、享保一二年六月三の丸御年寄御女中菊野殿が拝領し、その後年月不詳、御年寄御女中奥田殿の拝領屋敷となり、後、同

人養女おしほ殿の拝領地となっていたところ、おしほ殿が病死し、明和八年三月中上り屋敷となった。

その上り屋敷が、安永八年一月に御連歌師坂昌周の拝領屋敷となった。

(市史稿産業篇二六一六五七頁)

○坂本町の植溜と商店

この地は、享保四年(一七二九)に火除の明地として設けられた。三間幅十文字の道を五間幅に直し、四方に竹矢来を結び、四か所に木戸の設けがあった。

番人の給金や道造り、水吐など年々入用がかかるので、享保六年に願い出て、植溜地内に商床十五か所の設置が許されたけれども、商床がまばらで、風雨の時など風当りが強く、たびたび修復を要する始末であったし、その上不用心なので借り手もおいおい引越してしまつたので、坂本町一丁目と二丁目の月行事から、町奉行所へ「請負地町地」に仰付られたという願書を提出した。ここに耳新しい「請負地町地」という言葉が出てくるので、願書の文言の一部を写しておくこととする。
「……先年兩町え預ヶ置候町屋裏之方植溜、有来候十文字之往來三間道此度五間に仕、只今之通差置、十五ヶ所之商床不殘取私、別紙繪図面之



日本橋南芝口辺地図
(近吾堂板 嘉永3年)

通、植溜四槽之分、住居蔵より建統に仕、家作之儀は塗屋瓦葺に可仕候間、請負地町ニ被_レ仰付_レ被_レ下候様ニ奉_レ存候。地代之儀は、来辰年_{元文}より午年_{元文}迄三ヶ年之内、壹ヶ年に金廿五兩宛、未_ノ年_{元文}より永々壹ヶ年に金五拾兩宛、兩町より急度上納可仕旨、相談申候。

この願い出に對し、兩町奉行所では当春_{享保}二〇年この場所から少しく南に離れた本八丁堀壹丁目松屋町明地の植溜の場所を、瓦葺町屋としたいと、所の者が願い出たのを許して、養生所附町屋とした例に準じ、こちらもまた養生所附町屋とすることで許可を下した。

(市史稿市街篇三三三九頁)

○卓峯屋敷・亀屋敷・濡杭屋敷は、

町名として通用していた。東京市史稿市街篇第二十六所収『正宝事録』に、次の記録がある。

○町名改正理由等書上

亥_{宝曆}五年十月十六日

奈良屋市右衛門殿年番名主え被

三申渡_一

一、町銘改候町有_レ之ハ、改候訳年月等迄、委細可_三書出_二之事。下略
亥_{宝曆}五年十月十九日
一、町銘改候町有_レ之ハ、委細可_三書出_二旨、當月_{宝曆}五 十六日奈良屋市

衛門殿年番名主え被_三申渡_二候ニ付、七番組年番、左之通書付差出候。

一、八丁堀卓峯屋敷、名主市蔵支配右町屋敷、浅草黒舟町代地と相唱候所、寛延二_巳年御筆師安藤卓峯拜領仕、卓峯屋敷と相改申候。

一、八丁堀亀屋敷 名主十左衛門支配

右町屋敷、丹羽寿伴殿拜領ニ而、寿伴屋敷と相唱候所、延享四年卯九月十四日右地面被_三召上_一、同年_{延享}四月廿四日御仕立師亀屋市郎右衛門拜領仕、則亀屋敷と相改申候。

一、八丁堀濡杭屋敷 月行事持

右町屋敷芝_之口金六町紺屋町立跡ニ而享保十_巳年九月濡杭助成地ニ拜借仕則濡杭屋敷と相改申候。

(以下省略) (市史稿市街篇二六一七頁)

○濡杭屋敷 濡杭請負人の拜領助成地については、天明三年に廻船問屋が奉行所に差出した願書がある。それによると、濡杭は江戸湾に入って来る諸廻船の水路_二濡通りに、前々から建てられていたが、享保四年に、芝沖から羽根田沖まで九本の濡杭が建直された時の記録によると、その折要した三三三兩余の経費の半分は、御公儀が支出して下さり、残余の半分は、この濡筋を利用する諸廻船の水主人別に割掛して支払いがすまされた。その後、同年八



月深川蛤町の伝兵衛という者が出願して、深川松村町増山玄甫上り地壹か所と、八丁堀金六町、北紺屋町立跡三か所の四か所を助成地として拜借するこゝが許されるならば、前記濡杭九本の外に、新たに上総濡え三本の濡杭を建て添えましよう_と出願し、これが願ひどおりに許された。その後、清吉という者が右の権利を承継_レ継いできたが、清吉が、深川の助成地に隠し売女をおいたことからおとがめを受けて、助成地を取上られてしまった。そこで濡杭と直接係わりを持つ総廻船問屋が、右助成地の内、問題を起こした松村町壹か所を除き、八丁堀金六町、北紺屋立

○御糸物師家城彌十郎拜領屋敷

八丁堀塗師町代地にあつた拜領屋敷である。この地はもと、本所松井町の西丸御女中瀧野殿の拜領屋敷だつた所で、宝曆四年上り地となり、その年の暮_一二月九日、御糸物師の家城彌十郎が拜領した。(市史稿市街篇一一七五頁)

○楊枝屋伊勢屋庄兵衛拜領屋敷

浅草茶屋町作右衛門店の楊枝屋伊勢

屋庄兵衛が拝領していた「御楊枝細工場」で、八丁堀水谷町一丁目にあった。坪数四二坪余の町屋敷で、寛延二年八月七日に拝領したものである。

先祖庄兵衛が、浅草東仲町境木戸際の見世で楊枝商をしていたところ、元禄六四年八月中、常憲院様（編者）浅草筋御成の節御用を仰付けられ、それ以来御用を勤めるようになったのだといふ。
（市史稿市街篇二一七五一頁）

○千川屋敷

元禄一二年坂本町が起立したころ、山王旅所北通にあった入堀が、南方を残して埋立地となり、新地町屋が起立、町名を千川屋敷と名づけた。
（市史稿市街篇二四一三〇〇頁）

『御府内沿革図書』に、

此新地町屋之儀、玉川上水樋筋之内、四谷辺より西丸下通迄樋榑普請之節、請負人共相願、本文之入堀自分入用を以埋立、町屋出来、町名千川屋敷とある。玉川上水の樋榑請負人が、不足経費を補填するために、この地を自費で埋立てたことが判る。

○武鑑にみる御用達町人

一般に与力同心の町として知られる八丁堀地区ではあるが、武鑑を見ると御細工物に關係した御用職人の拝領屋敷が尠なからずあったことが知れる。

天保九年版武鑑から拾って見よう。

△御腰物金具師

御鍛冶師三十人フチ
八丁堀 下坂 近次郎

△御鍛冶師

かやば丁 梶川 茂七
同心丁

△金銀為御替御用達

三人フチ 拾八組
南かやば丁 竹川 彦太郎

△御敷寄屋小細工

唐木小細工御櫓物師
おそらばし 徳岡 藤四郎

△御鋳師

八丁堀 坂田 清助
まつや丁

△御表具師

五人フチ、八丁堀 伊藤次左衛門
長沢丁

△御面打

御フチ頂タイ
八丁堀 神谷 甚五郎
八丁堀 出目 洞雲
坂本町二丁目 出目 仲

△御仕立物並地類

八丁堀 龜屋 吉五郎
岡崎丁

△御小道具並小買物

御香具所
八丁堀 岡崎丁 田中 備前
八丁堀、地ぞらばし 今津 茂兵衛

△御破魔弓御菖蒲兜並御献上物

調進所
八丁堀 田中 備前
岡崎丁

△御香具所

八丁堀 今津 茂兵衛
おそらばし

△御廻船御用達棟梁

大坂戎橋丁住居
江戸かいぞくばし、坂本町 菅屋 久兵衛

△御膳水井戸綱師

南かやば丁 小川 勘助

△御石方棟梁

五人フチ 龜屋 石見
北八丁はり二丁目

○安政六年版『大成武鑑』を見ると、

△御鎗師 八丁堀 宇野八左衛門
五丁堀 出目 洞雲
△御面打 八丁堀、松や丁、
八丁堀、出目 仲
△御表具御経師并屏風師
八丁堀

△御墨所 八丁堀 書林八右衛門
卓峯屋敷

△御筆人 御召御筆師 安藤 卓峯
八丁堀

△御研師 百俵十人フチ 木屋 熊三郎
八丁堀

△御鍛冶師 八丁堀 下坂 近次郎
八丁堀

△金銀為御替御用 五人フチ 竹川 彦太郎
南かやば丁

△御青貝堆朱彫物師 八丁堀 野村 次郎又
横丁

△御箒屋 八丁堀 山城屋藤左衛門
松や丁地

△御駕籠師 地ぞらばし 吉川 幸之助
八丁堀

△御膳水井戸綱師 南かや 小川 勘助
ば丁

△御松飾附師 南八丁はり 宇野八左衛門
五丁堀地

△御破魔弓御菖蒲兜並御献上物 調進所
八丁堀 田中 半之丞
中と力丁

文化元年武鑑より御能役者を見ると、
観世流 近藤久左衛門（ツキ、うらかや
は丁） 梅若六郎（ツレ、北八丁堀かやは
丁） 梅若左源次（ツレ、同所） 春日市
右衛門（黄、かやば丁） 高井兵助（大
ツ、ミ、おそらばし） 鷺仁右衛門（狂言、
おそらばし） 日吉長三郎（狂言、おそら
ばし） 岡村茂左衛門（狂言、北八丁堀）
岡田七之助（狂言、おそらばし） 日吉

甚四郎（地、かやば丁） 弥石市五郎（地、かやば丁） 山本安之丞（同、うらかやは丁） 福王次兵衛（同、うらかやは丁） 山階弥右衛門（同、八丁堀弁天横丁）

金春流 春日四郎右衛門（ツレ、八丁堀永沢町） 幸小左衛門（小ツ、ミ、八丁堀中と力丁） 金春惣右衛門（太コ、かやは丁） 金春惣次郎（太コ、かやは丁）

宝生流 一簡要之助（黄、八丁堀） 幸万吉（小ツ、ミ、八丁堀豊力丁） 楠田伊兵衛（小ツ、ミ、八丁堀）

金剛流 長命八郎右衛門（小ツ、ミ、かやは丁植木店） 長命甚右衛門（小ツ、ミ、八丁堀） 川井彦兵衛（太コ、北八丁堀）

喜多流 山本七郎右衛門（地、北八丁堀竹崎町） 田中庄右衛門（ツレ、八丁堀齋藤与右衛門（狂言、北八丁堀七間丁）

▲新組 寺井勘兵衛（黄、北八丁堀水谷町） 長命勘藏（狂言、八丁堀） 野村理兵衛（地、北八丁堀植田紋右衛門（物者、八丁堀松や丁）

◇東京を語る会 第49回

日時 十月十八日（土）
午後二時半～四時半
演題 文明開化と洋食文化
講師 小菅 桂子 氏
著者 『つぼん洋食物語』
『甘辛の職人』など
（杉野女子大学講師）